



清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会 （カトリック宣教会）の進出-清朝政府のキリスト教 政策と地方におけるキリスト教問題への対応-

哈斯高娃

(Degree)

博士（学術）

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2024-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8225号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008225>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



論文要旨

氏 名 : ハスゴワ (ハス高娃)
専 攻 : 文化相關専攻
指導教員氏名 : 萩原 守

論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)

清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会 (カトリック宣教会) の進出
—清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—

論文要旨

本研究は、清代における外藩モンゴルの一地域であるオルドス (正式名称: 伊克昭盟) を研究対象地域とし、清王朝中央の漢文檔案史料と地方のモンゴル文檔案史料とを利用して、清末期対モンゴルキリスト教政策の下でオルドス側がキリスト教問題に対応した際の実態を考察した。モンゴル代牧区を管理するベルギー王国のスクート会は、オルドスで布教に成功した唯一の宣教会であったため、本研究では主にフランスのパスポートを持参してモンゴルで布教していたスクート会のベルギー人やオランダ人宣教師が関与したキリスト教問題を検討した。また、スクート会の会員は、仏清天津条約 (1858 年) と仏清北京条約 (1860 年) のキリスト教に関する条款に基づいて、キリスト教の信仰・布教権限を主張していたため、上記の条約内容と外藩モンゴルの社会制度との矛盾によって発生したトラブルを考察した。

第一章では、モンゴル高原で、唐代に伝わってきた景教とも呼ばれるネストリウス派キリスト教を信仰するテュルク系遊牧民が居て、後にモンゴル化したことを述べた。モンゴル帝国時代の政権は、キリスト教を優遇していたが、明朝に変わるとモンゴル地域にチベット仏教が浸透し、清末までのモンゴルでキリスト教の信仰がほぼ消滅していたという歴史の概略を述べた。第二章では清代における外藩モンゴルの行政制度、裁判制度、身分制度、土地制度など諸社会制度の特徴を概略的に述べた。

第三章ではまず、モンゴルはキリスト教解禁通知の対象外とされたが、清朝政府はフランスの軍事力を借りて太平天国軍を鎮圧するために、実質的にフランス人宣教師を保護・優遇し始め、フランスのパスポートを持参する宣教師が万里の長城を超えて内モンゴルの西湾子村に到達・滞在することを容認していたことを明らかにした。また、彼ら宣教師は西湾子村に拠点にモンゴル代牧区の開墾地で滞在し、布教拠点を獲得できたという実態を確認した。さらに、漢人や旗人が居住する西湾子村は、現地のモンゴル人が属する行政システムに含まれていないことを検討して、フランス領事は直隸省張家口理事同知衙門が管理する西湾子村の統属関係を理解していなかったことを明らかにした。張家口理事同知が勤める役所は直隸省宣化府の地に建てられたため、フランス領事は「直隸省宣化府所属西湾子村」と誤解していたことを明らかにした。

第四章ではまず、咸豊 11 (1862) 年に「総理各国事務衙門」が創設された後、モンゴルにおける外国と関わる事務も当該衙門に文書で呈するように命じられたことを明らかにした。また、外国人宣教師は、中央にキリスト教関係者に関わる交渉案件を文書で呈して訴えることが可能になっていて、総理各国事務衙門とフランス公使とが交渉して解決するように定められたという実態を検討した。一方、光緒 8 (1882) 年になってからオルドスのモンゴル人官員も内地各省の官員と同様に「地方の官員はキリスト教に関する案件を公平に審理しなければならない」と命じられたものの、清朝政府はフランスのパスポートを持参する宣教師を保護・優遇していた。光緒 10 (1884) 年頃、キリスト教関係者は地元オルドス・ダラ特旗に報告することなくチャガーンエレグの地に建物を建てて居住しようとした。彼らがモンゴル人官員によって追い出された後、ダラ特旗は盟長からキリスト教関係者と対立してはいけないと命じられて、さらにダラ特旗のモンゴル人官員が彼らを追いついた時に紛失したと主張する漢人キリスト教徒の牛を弁償することになったという実態を明らかにした。

第五章では、オルドスに通知されたキリスト教関連の命令を考察した。道光 26 (1847) 年、道光帝は康熙年間に官が没収した教会と教徒の家屋財産を教会に返還せよと命じており、仏清北京条約の第 6 款ではその実行が要求された。それによって、内地各省では教会に対する返還問題でトラブルが頻発していたが、康熙年間に内モンゴルで教堂などの建物の建設がなかったため、内モンゴルでは返還問題のトラブルがなかったということを明らかにした。光緒 3 (1877) 年、スクート会の宣教師がフランス領事に「オルドス王」がキリスト教を嫌っていると訴えた件をきっかけに、オルドス側は光緒 4 (1878) 年に仏清天津条約第 13 款によるキリスト教解禁通知を受け取り、フランス人宣教師への保護優遇が命じられたという実態と、スクート会の宣教師がフランスのパスポートを発行してもらっていたことを明らかにした。また、第四章で述べたように、光緒 10 (1884) 年以降モンゴル人官員はキリスト教の案件を審理するようになったが、漢人や外国人に対する統治権を持たなかったため、モンゴル人が関与していない案件を受理できなかったことを明らかにした。

第六章では、回民の反乱が収まった直後、スクート会がオルドスに進出して、同治 13 (1874) 年にオク旗の開墾地帯に居た既存の漢人教徒の提供によって布教拠点を得られたという実態を明らかにした。また、光緒 5 (1879) 年の時点ではジュンガル旗のアジャルマ (開墾地)、ウーシン旗のオロン地方 (牧地)、オク旗のソバグ (開墾地) にスクート会の宣教師が居住し、ダラ特旗・ハンギン旗・ザサク旗・郡王旗の 4 旗にはキリスト関係者がいなかったことを明らかにした。スクート会がオルドスに進出した頃、オク旗は回民の反乱軍の侵入を恐れて万里の長城より北へ 100km 移住させたモンゴル人を呼び戻しているところ、被害を受けたモンゴル人を救済できていなかったため、モンゴル人教徒が数十人になっていたということを明らかにした。

第七章では以下のことを明らかにした。まず、総理各国事務衙門は光緒 3 (1877) 年の「オルドス王」の件を各省の総督巡撫と理藩院に処理させた際の実態を考察した。普段外藩蒙古と直接関わることはない山西巡撫・陝西巡撫・甘肅巡撫はオルドス関連の公文書伝達ルートを分かっておらず、オルドスにおける案件を処理する権限もなかったことを明らかにした。また、陝甘総督が直接オルドスの盟長に公文書を送って、総理各国事務衙門の命令を転送したということを明らかにした。普段漢人とモンゴル人との交渉案件の処理に加わっている役所の内、各省内の道員・知県などの地方官は「オルドス王」の件の処理に関与しておらず、綏遠城將軍と、漢人を管理する山西省帰綏道管下のサラチ庁とがはオルドス側に取り調べを依頼したのみであり、実際に取り調べていたのはオルドスのモンゴル人官員と理藩院が派遣した理事司員であったことを明らかにした。つまり、オルドスの盟長や旗長らは、自らキリスト教問題を解決していたことがわかった。

第八章では、スクート会の宣教師がモンゴル人に家畜を貸してやって、キリスト教に改宗させたという案件を検討した。教会側はウーシン旗のモンゴル人をオク旗へ移住させようとしたが、清代における外藩蒙古では行政制度と身分制度による統属関係が存在したため、移住に反対する人々との間でトラブルが起こったことを明らかにした。

第九章では、スクート会の宣教師たちがダラ特旗の土地を購入・所有していたのではなく、小作料を払って耕作していたにすぎないということを明らかにした。清代の外藩モンゴルでは土地の売買と勝手な開墾は違法であった。オルドスでは、仏清北京条約の第 6 款によるキリスト教会の土地購入・所有権の認定を実行させなかったが、オルドス側が清朝政府のフランス人宣教師を保護・優遇する命令に従っていたため、スクート会の宣教師は土地の獲得できたことを明らかにした。ダラ特旗の土地を教会側に貸し出した人たちがその土地の所有権を持っていなかったため、断じて土地の「購入」とは呼べないと考えられる。あくまで、土地の賃貸関係、あるいは二重小作状態なのであった。

第十章ではまず、オルドスは、光緒 26 (1900) 年 6 月の下旬頃まで治安状態が良好で、6 月 8 日に国土をロシアから防衛せよという命令を理藩院から受け取って、7 月 13 日に理藩院へモンゴル兵 500 人を準備できたと報告したという実態を明らかにした。一方、理藩院が同 (1900) 年 6 月 21 日にモンゴル文に訳した「宣戰上諭」を引き金にして、オルドスの盟長がスクート会の居住地を攻撃するように指示したことを明らかにした。また、オルドス側が把握していたダラ特旗のバガノールとハンハー方面、オク旗の南に位置する小橋畔でキリスト教徒と戦ったことを明らかにした。光緒 26 (1900) 年 8 月末、オルドスの盟長が山西省布政使李廷鑑経由で光緒帝の撤兵命令を受け取って、各旗に撤兵を指示したという終息の実態をも明らかにした。

終章では以上のような結論と今後の課題をまとめた。

論文審査の結果の要旨

氏 名	ハス高娃			
論文題目	清末期外藩モンゴル・オルドス地方へのスクート会（カトリック宣教会）の進出 —清朝政府のキリスト教政策と地方におけるキリスト教問題への対応—			
判 定	合 格 ・ 不 合 格			
論文チェックソフトによる確認	☒ 確認 ☐ 未確認 理由：			
審査委員	区 分	職 名	氏 名	論文審査結果について
	委員長	教授	長 志珠絵	☒ 確認
	委 員	教授	萩原 守	☒ 確認
	委 員	教授	谷川 真一	☒ 確認
	委 員	教授	岩本 和子	☒ 確認
	委 員	滋賀県立大学・教授	ボルジキン・ブレンサイン	☒ 確認
要 旨				
本研究は、清末期にモンゴル地域での布教権を獲得したベルギーのキリスト教カトリック宣教会であるスクート会（聖母聖心会）の宣教師たちが、内モンゴルのチャハル八旗地域を経てオルドス地方に入り込み、農耕地の賃借によって教会運営に成功した結果、新規入植漢人や在来モンゴル人たちに布教しようとして様々なトラブルを巻き起こした問題を実証的に解明した研究である。 本研究の最大の特徴は、元々利用可能であったキリスト教関連の漢文公文書史料（台湾・中央研究院所蔵の総理各国事務衙門檔案）や内モンゴル各地の漢文地方誌史料に加えて、内モンゴルで新たに出版された膨大な量の写真版モンゴル文公文書史料（内蒙古自治区檔案館所蔵）を博捜することによって、ベルギー人や漢人の研究者がほとんど研究できなかった現地での実情を徹底的に解明した点にある。また清仏北京条約（1860年）での布教承認地域の問題や総理各国事務衙門設立後の内モンゴルでの公文書送付ルートの変化等の問題を解明した点も評価できる。				

本研究は、序章と終章を除いて計 10 章からなる。第 1 章ではモンゴルと中国でのキリスト教の歴史を概説し、第 2 章では清代モンゴルでの身分や諸制度を概説した。第 3 章では、スクート会の宣教師が北京から万里の長城の関門を強圧的な態度で抜けてチャハル八旗の西湾子村へと到達した際の実例を検証した。第 4 章ではオルドス・ダラト旗のチャガーン・エレグ地域でモンゴル人官員たちが教会を壊して漢人教徒を追い出した事件について、単に農耕禁止地区から不法流入漢人農民を追い出したにすぎないという実情を明らかにした。第 5 章では、宣教師がフランス領事にオルドスでのトラブルを訴えた結果、中国本土よりも約 20 年遅れて 1878 年に内モンゴルへもキリスト教布教解禁通知が初めて送られたことを明らかにした。第 6 章と第 7 章では、スクート会の宣教師たちが初期段階からオルドス地域で漢人農民たちから賃借地の提供を受けて定住できたことや、清朝の複雑な文書行政制度のために通知や報告がスムーズに進まなかった事例を実証した。第 8 章では教会から大型家畜をもらって信徒となったモンゴル人が自分の親族を教会へ移住させようとして、移住に反対する親族との間でトラブルとなったオルドス南部の事例を実証した。第 9 章では宣教師たちが漢人入植者から二重小作や小作地質入れの形で農地を借りて教会を設置したオルドス北東部の事例を実証した。第 10 章では義和団事件時にオルドスで教会が攻撃されたのは政府の宣戦布告の故であって、キリスト教を嫌ったためではないことを実証した。

本研究はオルドス地域へのスクート会の進出状況とそれに伴うトラブルの発生状況を解明した研究であって、内モンゴルにおけるカトリック宣教会進出の問題に関して重要な知見を得たものとして価値ある集積であると認める。よって、学位申請者のハス高娃（ハスゴワ）は、博士（学術）の学位を得る資格があると認める。

なお、申請者の業績は以下の通りである。

研究口頭発表 6 回（2017 年「日本モンゴル学会」滋賀県立大学、2018 年野尻湖クリルタイ、2018 年「日本モンゴル学会」神戸大学、2019 年「満族史研究会」関西大学、2019 年「内陸アジア史学会」東北大学、2020 年「日本モンゴル学会」大阪大学）

論文 6 点（査読付 4 点、査読無し 1 点、投稿中 1 点）

ハスゴワ（ハス高娃）2018「清末期オルドス（イフ・ジョー盟）における聖母聖心会の宣教師による初期布教活動」『日本とモンゴル』（査読付全国誌）52,pp.98-120

ハスゴワ（ハス高娃）2019a「清末期内モンゴルのオルドス地域で布教する聖母聖心会」*STUDIES IN INNER ASIAN HISTORY AND CULTURE*（査読付全国誌）,No.4,pp.78-107

ハスゴワ（ハス高娃）2019b「咸豊 10（1860）年・光緒 10（1884）年の間の内モンゴル・オルドス地域に対するキリスト教布教解禁の通知」『日本モンゴル学会紀要』（査読付全国学会誌）49, pp.35-52

ハスゴワ（ハス高娃）2019c「清末期中華民国期のオルドス（イフジョー盟）におけるキリスト教宣教師たち」（査読無し）富士ゼロックス株式会社・小林基金 2018 年度研究助成論文

ハスゴワ（ハス高娃）2021「清末のモンゴル教区における布教拠点『西湾子村』と外国人宣教師の到達」『国際文化学』（査読付学内雑誌）34,pp.68-91

ハスゴワ（ハス高娃）2022「オルドスにおける義和団事件」投稿中

富士ゼロックス株式会社小林基金 2018 年度研究助成、三島海雲記念財団（カルビス）平成 30 年度研究奨励金、2019 年度笹川科学研究助成、日本学術振興会特別研究員 DC2（2020-2022 年度）